

平成29年度品川区立学校における体罰等の実態把握について

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

体罰や体罰の疑いがある事例を見逃さずに迅速に対応するため、品川区立学校における実態を的確に把握する。(東京都教育委員会が全区市町村を対象に調査を依頼)

(2) 調査対象

品川区立小学校 37 校、中学校 15 校の校長、教職員、児童・生徒

※小学校には義務教育学校の前期課程を含む。また、中学校には義務教育学校の後期課程を含む。以下、同じ。

(3) 調査内容

体罰、不適切な指導暴言等および行き過ぎた指導(以下「体罰等」という。)、またはその疑いのある事案の実態

(4) 調査方法

教職員……校長による聞き取り調査

児童・生徒…質問紙調査および聞き取り調査

(5) 調査対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

※調査は、平成29年12月1日(金)から12月22日(金)までの期間で実施。

調査実施期間以降の発生分は、順次、追加報告。

2 報告数

(1) 学校別報告数

校種別の内訳	小学校	中学校	合 計
学校設置数	37 校	15 校	52 校
本調査への報告のあった学校数	7 校	4 校	11 校
本調査への報告数	11 人 (9 件)	5 人(4 件)	16 人 (13 件)

(2) 申告者別報告数

申告者	小学校	中学校	合 計
教員本人	1 件	1 件	2 件
他の教員	0 件	1 件	1 件
児童・生徒本人	7 件	1 件	8 件
他の児童・生徒	2 件	2 件	4 件
保護者	1 件	0 件	1 件
地域住民	0 件	0 件	0 件
その他	0 件	0 件	0 件
合 計	11 件	5 件	16 件

(注) 複数の申告者が同一の事案について報告する場合があるため、(1)の報告数とは一致しない。

3 報告の内容

(1) 体罰等の有無

分 類		小学校	中学校	合 計
体罰		0人 (0件)	0人 (0件)	0人 (0件)
		0校	0校	0校
不適切な行為	ア 不適切な指導	0人 (0件)	1人 (1件)	1人 (1件)
		0校	1校	1校
	イ 暴言等	0人 (0件)	1人 (1件)	1人 (1件)
		0校	1校	1校
	ウ 行き過ぎた指導	0人 (0件)	0人 (0件)	0人 (0件)
		0校	0校	0校
指導の範囲内		3人 (3件)	0人 (0件)	3人 (3件)
		3校	0校	3校
適切な指導		0人 (0件)	0人 (0件)	0人 (0件)
		0校	0校	0校
正当防衛・正当行為		0人 (0件)	0人 (0件)	0人 (0件)
		0校	0校	0校
緊急避難		0人 (0件)	0人 (0件)	0人 (0件)
		0校	0校	0校
非該当		8人 (6件)	2人 (2件)	10人 (8件)
		4校	2校	6校
合 計		11人 (9件)	4人 (4件)	15人 (13件)
		7校	4校	11校

(注) 複数の申告者が同一の行為について報告する場合があるため、2(1)の報告数とは一致しない。

- 【分類例】・不適切な指導 手をはたく(しっぺ)、おでこを弾く(デコピン)、小突く、拳骨で押す、襟首をつかんで連れだす、などの行為
- ・暴言等 罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する、集中的に批判する、などの行為
 - ・行き過ぎた指導 目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導など
 - ・指導の範囲内 腕をつかんで連れていく、頭・肩を押さえる、寝ている生徒の肩を叩いて起こすなどの、社会通念上妥当とみなされる行為

(2) 報告のあった事案のうち体罰以外と判断した事案例

<不適切な指導>

- ・柔道の指導中に、指導に従わなかった生徒を畳の上に正座させ、両手で顔の頬を挟んだ。また、別の生徒を畳の上に正座させ、自らの行動を振り返るように指導しながら、生徒を足で押した。

<暴言等>

- ・授業中の態度について指導した際、「出ていけ。」と発言し、生徒の教科書、ノート及び筆箱をつかみ、教室の扉の方向へ投げ、更に同生徒の椅子を教室の前方に投げた。

4 体罰の根絶を図るための取組

(1) 学校への指導

- ①体罰根絶を徹底するよう教育長名の通知の発出
- ②毎月の校長連絡会等における服務事故防止に向けた具体的な指導の実施

(2) 学校組織としての意識向上

- ①学校組織全体として体罰の根絶に取り組むよう、教職員でスローガンを考え「体罰0宣言ポスター」に記入し、職員室および学校ホームページに掲出
- ②管理職による服務（体罰等）に関するヒアリングの実施
- ③「暴力・暴言 しない、させない、許さない」のミニチュアのぼりを職員室や玄関等、教員や保護者が目にする場所に設置

(3) 教職員研修の充実

新任・転任者研修、1年次（初任者）研修、2年次研修、10年経験者研修、生活指導主任研修、校長研修会等で「体罰根絶」「服務事故防止」の徹底を指導

(4) 通報システムの活用・周知徹底

- ①目安箱、教委直通電話、アイシグナル（携帯電話、PCによる連絡手段）の活用
- ②保護者、地域への周知（リーフレット、家庭向け通信の配布）

(5) 体罰根絶DVD「STOP体罰」の活用の促進

各学校において東京都教育委員会が作成した体罰根絶DVD「STOP体罰」の活用を促進

(6) 学校における体罰防止に向けた取り組みの強化

各校が独自に体罰防止の取り組みを策定・実施し、取組内容を教育委員会へ報告

<取組事例>

- ・年3回の服務事故防止研修以外に、朝の職員打合せや職員夕会で、東京都教育委員会が発行した「人権教育プログラム」「使命を全うする!」「ふくむニューズレター」等の資料を活用した管理職によるミニ研修を実施するなど、日常的な取組を行っている。
(上神明小学校)
- ・児童のいじめ防止調査と並行して体罰にかかわる調査も実施し、児童の声を随時吸い上げる体制を組織的に整備している。
(御殿山小学校)